

参考資料

浦安市選挙管理委員会規程（昭和56年選挙管理委員会規程第2号）の一部を改正する告示の制定について

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p><b>第18条</b> 前条に規定する選挙係の所掌事務は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (11) 省 略</p> <p>(12) 選挙人名簿の<u>閲覧</u>及び調査に関すること。</p> <p>(13) ～ (21) 省 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p><b>第18条</b> 前条に規定する選挙係の所掌事務は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) ～ (11) 同 左</p> <p>(12) 選挙人名簿の<u>縦覧</u>及び調査に関すること。</p> <p>(13) ～ (21) 同 左</p>